

認定こども園 慈恵保育園 入園のしおり

(重要事項説明書) (令和7年度)



社会福祉法人 慈恵福祉会

姫路市飾磨区細江2102 TEL235-7543

R6. 2月 作成

認定こども園慈恵保育園のしおり

(重要事項説明書)

(令和7年度入園版)

1. 運営主体

運営者の名称	社会福祉法人 慈恵福祉会
代表者氏名	理事長 中村 滋彦
所在地	〒672-8064 姫路市飾磨区細江 2102 番地
電話番号	079-235-7543
FAX 番号	079-235-7573

2. 慈恵保育園の概要

名 称	認定こども園 慈恵保育園
所在地	〒672-8064 姫路市飾磨区細江 2102 番地
電話番号	079-235-7543
FAX 番号	079-235-7573
施設長氏名	園長 中村 寿
開設年月日	昭和45年6月1日
利用定員	1号認定こども(教育標準時間認定) 15人 2号認定こども(保育認定) 110人 3号認定こども(保育認定) 0歳: 5人 1, 2歳: 55人
入所対象児	生後10カ月から就学前

本園の方針

本園の教育及び保育は、家庭と連携を図りながら、そのこどもの心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供するものである。

本園の基本理念

《 あかるく・ただしく・あたたかく 》

保育目標

- 心も体も健康な子ども
- 自分で考えて行動できる子ども
- 思いやりのある子ども

保育士の取り組み

1. 子ども一人ひとりの育ちを大切に、気持ちを理解し、十分に受け止める。
2. 家庭や専門機関との連携をしっかりとはかり、ゆったりとした環境の中で基本的な生活習慣が身につくようにする。
3. 友達との関わりの中で、自分を自由に表現し、相手を思いやる気持ちをもてるようにする。
4. やってみよう！ たのしかった！ またしたいな！ こんなやりかたどうかな？ 等の姿勢が身につくような環境を用意する。

慈恵保育園のあゆみ

当時、飾磨地区には市立保育所が一つ所しかなく、幼児保育の大切さを思った初代理事長 早原正治が財団法人飾磨慈恵会から設立資金を受け社会福祉法人慈恵福祉会慈恵保育園を設立した。

昭和 45 年 6 月 1 日開園	定員 60 名
昭和 46 年 4 月	定員 90 名
昭和 54 年 4 月	定員 150 名
平成 15 年 4 月	定員 180 名
平成 20 年 4 月	定員 170 名
平成 29 年 4 月 認定こども園	定員 185 名（1号認定 15 名を含む）

3. 施設の概要

敷地面積	1563.76 m ²		
建 物	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2階建て		延べ床面積 261.65 m ²
	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2階建て		延べ床面積 945.30 m ²
主に使用する 施設の内容	乳児室・ほふく室	2室	面積 123.50 m ²
	保育室	7室	面積 397.05 m ²
	遊戯室	1室	面積 198.55 m ²
	園 庭	屋外	面積 304.08 m ²
		屋上	面積 333.45 m ²
	調理室		面積 33.60 m ²
	調乳室		面積 5.28 m ²
	職員室		面積 39.57 m ²
設備の種類	太陽光発電・冷暖房・床暖房・ドライミスト・プール		
送迎バス	無		

4. 利用定員ごとの教育・保育を提供する曜日・時間・休園日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	原則として、午前8時45分から午後2時30分まで（5時間45分）
預かり保育 （一時預かり）	月曜日～金曜日：教育時間終了後～午後4時30分 （行事の土曜日を含む）（預かり料金・おやつ代 要） 土曜日：午前9時～12時00分（預かり料金あり） 「保育の必要性の認定」を受ければ預かり料が無償化されます
休園日	〈夏休み〉 8月10日～8月16日 〈冬休み〉 12月26日～1月6日 〈春休み〉 3月修了式翌日～4月入園式前日まで（在園児） 3月卒園式翌日～3月31日まで（卒園児） その他 ・日曜・祝日・創立記念日・飾磨地区の祭り日 ・休園することがやむを得ないと園長が指定した日 （伝染性疾病等の発生により、他の園児に感染が拡大する恐れがあると思われる場合や、台風や地震等自然災害が発生し、保育園で保育を行うことにより、園児に危険が及ぶと思われる場合）

【2号認定子ども・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 午前7時～午後6時（11時間） 【保育短時間認定を受けた方】 午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	【保育標準時間認定を受けた方】 保育時間終了後～午後7時まで（別途追加料金あり） 【保育短時間認定を受けた方】 午前7時～8時30分まで（別途追加料金あり） 午後4時30分～午後6時まで（別途追加料金あり）
休園日	年末年始（12月29日～1月3日）及び日曜・祝日 休園することがやむを得ないと園長が指定した日 （伝染性疾病等の発生により、他の園児に感染が拡大する恐れがあると思われる場合や、台風や地震等自然災害が発生し、保育園で保育を行うことにより、園児に危険が及ぶと思われる場合）

5. 職員体制

職 名	人 数
園 長	1 人
主任保育士	1～2 人
副主任保育士	1 人
保 育 士	30 人以上
調 理 師	4 人
事 務 員	1 人
保育補助	1 人
嘱託医 (清水小児科 清水医師)	1 人
嘱託歯科医 (有末歯科 有末歯科医師)	1 人

6. 主な行事

※線を引いている行事はおうちの方の参加行事です。

4 月－ <u>入園式</u>
5 月－ <u>親子遠足</u> ・内科健診・歯科検診
6 月－ <u>給食参加</u> ・5 歳児宿泊保育
7 月－ <u>七夕参加</u> ・プール開き・個人懇談
9 月－ <u>おじいちゃん、おばあちゃんあそび</u>
10 月－ <u>運動会</u> ・おまつりごっこ・いもほり遠足・人形劇観劇・内科健診
11 月－公園遠足・ <u>音楽会</u>
12 月－もちつき・クリスマス会
2 月－まめまき
3 月－ <u>ひなまつり発表会</u> ・お別れ遠足・ <u>卒園式</u> (卒園児のみ)
◎ 年度により時期を変更することがあります。
◎ 誕生会・避難訓練は毎月行います。

7. 給食について

給食の方針	全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指し、自園調理で必要な給与栄養目標を確保しつつ、発達段階、健康状態、嗜好等に十分配慮し、かつ、アレルギー、アトピーなどにも配慮して調理しています。また、食育についての計画を策定し、食を通じた「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うために、自然の恵みとしての食材料や、それを育て、調理し、食事を整えてくれた人への感謝の気持ち、命を大切にする気持ちなどを育みます。
-------	--

昼食について	<p>【1号認定】副食（おかず）のみ提供 月 4,000 円です。 主食（米飯又はパン）は弁当箱に入れ、箸も持参して下さい。</p> <p>【2号認定】副食（おかず）のみ提供おやつ代を含み、月 6,000 円です 土曜日の利用がない場合は、月 5,000 円です。 主食（米飯又はパン）は弁当箱に入れ、箸も持参して下さい。</p> <p>【3号認定】主食・副食ともに提供 給食費は保育料に含まれています。 ※当園は、自園調理をしています。 ※保護者の方には、毎月月末に翌月の献立表（主に市が作成した献立）をお配りします。</p>
おやつについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満児は午前と午後におやつ、2号認定児は午後におやつを提供します。 ・ 手作りおやつは、週2回程度作ります。 ・ 1号認定児は、預かり保育を利用した場合におやつを提供します。
アレルギー等の対応について	<p>アレルギーが疑われる場合は、医師の診断を受け、指示書と保護者からのアレルギー給食依頼書を提出して下さい。保育園の所定の用紙があります。病院の先生と保護者の方を書いていただくようになっていますのでお願いします。除去が可能な場合は除去食を作ります。後日、除去食をしなくて良くなったら解除届を提出して下さい。</p>
衛生管理	調理員及び乳児担当職員は、毎月検便を行っています。

8. 保護者と保育園の連絡について

乳幼児期は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。

本園では、年齢に応じた保育過程や年齢別指導計画に基づき保育を行っていますが、家庭保育との連携がなければ意味を成しません。園からは、毎月【園だより】で行事や連絡事項、注意事項をお知らせし、[給食献立表]・[給食だより]で食に関する情報をお伝えしています。お家からは、0.1.2歳児は連絡ノートや送迎時に保育士にお伝えください。家庭での子どもの様子（体温、体調、遊びのこと、興味をもったことなど、なんでも）、保育園での生活の様子（遊んだこと、覚えたことなど・・・）をお互いに知らせ合い“子どものすこやかな成長”を願いたいと思っています。満3歳児からはノートはありません。お子さんがお話しできるようになるので、おうちで園の出来事を話し、コミュニケーションをとってほしいというねらいからです。

どうぞ、園の方針にご理解、ご協力していただきますようよろしくお願いいたします。

9. 健康診断について

健康診断は、嘱託医が年2回、歯科検診は、嘱託歯科医が年1回実施します。結果については、健康診断は、保護者に直接口頭で、歯科検診は用紙にてお知らせします。この日は健康状態を知る良い機会ですので、欠席されないようにお願いします。

10. 利用していただく上で留意していただくこと

(1) 保育園への送迎

なるべく徒歩か自転車でお願ひします。やむを得ず車でこられる方は、駐車を御利用下さい。園舎周辺の道路には絶対止めないで下さい。途中でお迎えに来られる方も乗り降りも同じです。車内にお連れ様がおられる場合も、駐車場を利用し、お待ちください。日中は業者の車や緊急車両が停める場合もありますので、ご協力お願ひします。交通マナーを守り、速やかに送迎を済ませていただくようお願いいたします。送り迎えは必ず保護者がしてください。他の方がお迎えにこられる場合は、必ず事前に園に連絡してください。その際、「私の姉が迎えに行きます」ではなく、「姉の〇〇が迎えに行きます」など名前をお知らせください。お子さんが気づいてもお渡しできません。また、小学生のお迎えではお渡しできません。緊急の場合でお迎えが遅れる時には、必ず、電話連絡をお願ひします。

※ 登園は 9:30 までにお願ひします。

※ 保育時間は、各ご家庭の状況によって対応いたします。

※ 親子のふれあいが何より大切な時期ですから、仕事が終わりましたらできるだけ早くお迎えをお願ひします。

※ 新入園児の方は、入園後しばらく環境に慣れるまで時間を短縮して保育しますので、ご協力をお願ひします。だいたい初めの3日間が 11:00 まで、その後の4日間が 13:00 まで、その後の3日間が 16:00 までです。そのあとはお仕事の都合に合わせてみます。

(2) 欠席・遅刻の連絡

欠席される場合、登園時間より遅い時間に登園する場合は、必ず 9:30 までに、TEL 235-7543 に連絡してください。電話に出た者にクラス名、名前、欠席理由をわかりやすく伝えてください。保育中ですので担任の呼び出しはご遠慮下さい。

(3) 保健

① 毎月身長・体重の計測をし、出席ノートに記載しています。

② 伝染性の病気（はしか、おたふくかぜ、水ぼうそう、風疹、手足口病、インフルエンザ、別紙参照）の時は、医師の許可が出るまで登園をお控え下さい。インフルエンザの時の登園基準は発症後（発症日をカウントせずに）5日、解熱後丸3日の両方をクリアしてはじめて登園可とします。新型コロナウイルス感染症については、発症後5日、解熱後24時間の両方をクリアしてはじめて登園可です。伝染性の病気については、入園式に別紙でお渡しします。必ず、所定の登園届出用紙に記入し、持参して登園を再開してください。改めて、医師の診断はいりません。

③ お子様の体調を知るために、3歳以上児は、ご家庭で検温を、3歳未満児は、登園時に必ず保育園で検温をお願ひします。登園前に、機嫌の善し悪し、食欲の有無、発熱の有無、排便の状態などから、いつもと様子が異なっていないか確認してください。登園後、容態が急変することもありますので、様子がおかしい時は、無理をさせないようにしてください。「おかしいな」と思うことがあれば保育士にお伝えください。保育士も気を付けて保育することが出来ます。

④ 保育中に、急に発熱、嘔吐、下痢などの症状が生じた場合は、すぐに連絡しますので、お迎えをお願ひします。熱はなくても、“嘔吐のみ”“下痢のみ”でもお迎

えをお願いします。また、ケガをした場合、かかりつけの病院をお尋ねすることがありますので、保護者の方はいつでも連絡が取れるようにしてください。

- ⑤ お子様の健康上、気をつけてほしい点、特に注意をしなければならない体質等、事前に担任の保育士に届け出てください。
- ⑥ 薬について、原則として園では飲ませません。しかし、お医者さんに「保育園に行ってもいい」と言われたが症状を抑えるためにどうしても薬を飲み続けなさいといけない場合は（溶連菌など）のみお預かりします。その際は、医師が処方したもので、一回分のみ受け付けます。誤飲、紛失を避けるため、別紙の与薬依頼カードに記入の上、必ず職員に手渡しして下さい。記入に不備がある場合・薬の容器に名前がない場合・職員に手渡しでなかった場合等は飲ませません。

(4) 非常時の処置

- ・ 災害（地震、火事）や犯罪（不審者など）から子どもを守るため、毎月 訓練をします。
- ・ 災害警報時の登園について、午前 7 時現在で、姫路に「暴風・大雨・洪水・大雪」のいずれかの警報が発令された場合は、1号の方は保育・教育はありません。2、3号の方は、保育園は開いていますが、子どもの安全のため、可能であれば、家庭保育にご協力をお願い致します。既に保育中で、警報が出た場合、お迎えに来ていただくことがあります。悪天候には、十分気をつけてください。

11. 緊急時の対応について

- ・ 保育中に容体の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医に連絡を取るなど必要な処置を講じます。
- ・ 保育園では、保育時間中の事故に備えて「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付制度」（一部保護者負担）と「全国私立保育園連盟の保険制度」の 2 種類の保険に加入しています。

12. 賠償責任保険の加入

- ・ 施設・施設業務 1 事故につき 7 億円 対人 1 名 1 億円
- ・ 生産物 1 事故・期間中 7 億円 対人 1 名 1 億円

13. 非常災害時の対策・防犯対策

消防計画	令和 6 年 4 月策定、届け出済み
防火管理者	幹田 亜希、芳賀 愛菜（資格：甲種 防火管理者）
避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。
防災設備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯、消火器を備えています。
防犯設備	県警ホットライン、防犯カメラ、さすまたを備えています。
避難場所	飾磨中部中学校

14. 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情がありましたら、下記の窓口まで。
面接・文書・電話などで相談・苦情を受付します。

- ・相談・苦情受付担当者 — 幹田 亜希
- ・相談・苦情解決責任者 — 中村 寿 (園 長)
- ・第三者委員-----・福原 健一 (連絡先：079-235-5110)
- ・山本 悦子 (連絡先：079-234-5469)

受付けた苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。

また、受付した苦情の内容と改善状況等について、個人情報を除き、園だよりや掲示、ホームページ等で公表します。

15. 個人情報の保護について

- (1) 本園は、就業規則で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。
- (2) 教育・保育の提供にあたって職員が知り得た個人情報、秘密は法令による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- (3) 『私は、重要事項の説明を受け、内容について同意しました。また、当園の運営において行政、小学校、他の特定教育・保育施設、保健医療サービスを提供する者等との密接な連携が求められた場合には、個人の情報を提供することに同意します。』の同意書を提出していただきます。

16. 保護者負担について

- (1) 入園後の費用負担

保護者の方は、入園後、以下の費用について負担をお願いします。

- ① 毎月の保育料：1号認定・2号認定は無償化の対象なので徴収しません。
3号認定は、園児が居住する市町村が定める額を徴収します。
毎月の給食費：1号認定は、副食費4,000円です。
2号認定は、副食費とおやつ代6,000円です。2号認定で土曜日の利用がない場合は、5,000円です。
3号認定の給食費は保育料に含まれています。
- ② 1号認定預かり料：教育時間終了後～午後4時30分迄の預かり保育を希望する場合は、預かり料5,000円とおやつ代1,000円が要ります。
土曜日は預かり料日額5,000円です。
- ③ 2・3号認定：延長保育料
 - ・保育標準時間認定の子どもは、18：00以降は月額3,500円
(A階層…0円・B階層…600円)
 - ・保育短時間認定の子どもは、7：00～8：30 月額1,000円
16：30～18：00 月額1,000円
(A階層…0円・B階層…500円)

- ④ 実費負担額。保育の便宜のため、次の費用について実費をご負担いただきます。これらの費用は、その都度書面でお知らせいたします。

※ 入園時の用品代(料金は、あくまで目安です。)

- 0. 1歳児 1,500円位
- 2歳児 約 10,000円位
- 3歳児 約 20,000円位
- 4歳児 約 26,000円位
- 5歳児 約 26,000円位

(用品は・出席ノート・おしらせ袋・カラー帽子・トレーナー・体操服・ズボン・上ぐつ・防災クッション・のり・ばすてら・ねんど・ねんどケース・鍵盤ハーモニカなどがあり、歳児によって、購入する物が違います。)

※ 諸経費(前年度の料金です。多少の変更があります。)

- 毎月の絵本代：2冊 900円位
- 保護者会費：月 500円(保護者会が管理します。)
- 4.5歳児希望者のみスイミング代：1回 1,300円 月 3~4回程度
スイミング水着・帽子代：1,100円~2,950円(前年度)
- 5歳児希望者のみアルバム代：5,700円(前年度)
- 写真代：1枚 150円~500円(写真屋)
- 日本スポーツ振興センター共済給付負担金：年額 240円(前年度)

※ その他お子さんが必要とするものが生じたときは書面でお知らせします。

- (2) 保育料・給食費は口座振替にて徴収します。振替日は園だよりでお知らせします。諸費(絵本代、保護者会費)は毎月5日頃集金をします。集金袋を持ち帰りましたら、おつりのないようしてお納めください。本園に在籍中は一日も登園していなくても保育料・諸費は徴収します。その他の徴収をする場合は袋に領収⑩を押すか、領収書を発行します。

(3) 入園準備物

- 0.1.2歳児一おしぼり、コップ(布袋)、布団、パジャマ(布袋)、おむつ、着替え他(汚れたおむつは園で処分します)
- 3.4.5歳児一おはしとコップとお弁当箱(大きめの布袋一つに入れる)上ぐつ(布袋)、布団(4.5歳児は夏場のみ)、パジャマズボン(布袋)

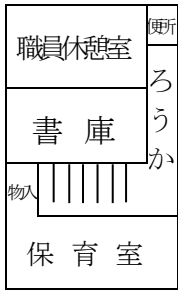
17. その他

- ◎ 保護者は、当園を利用するにあたり利用契約書を交わしていただきます。
- ◎ 退園する場合は、少なくとも一週間前には申し出てください。届出用紙は、保育園にあります。
- ◎ 持ち物全てに名前をわかりやすく、消えないように工夫して書いて下さい。
- ◎ 保育園に不要なもの(おもちゃ、シール、アクセサリ、メモ帳等)を持って来ないようにしましょう。
- ◎ 大切な子どもの体にピアスの穴をあけたり、髪を染めたりしないで下さい。
- ◎ めがねをかけて登園を希望される方は、必ずめがねバンドをご使用ください。又、園生活の中では破損の可能性も充分考えられますが、責任は負えないという事をご了承ください。

- ◎ 当保育園では保育園敷地内、駐車場内は禁煙です。
- ◎ 園の西側と東側の2か所に駐車場があります。どちらも利用する時は、送迎が済みましたら、速やかにお帰り下さい。また、大人同士のおしゃべりをしない、子どもを駐車場で遊ばせない、たばこを吸わない等のマナーを守って下さい。西側の駐車場は、特に田んぼや道路、溝に石を投げないようにお願いします。
- ◎ 送迎の際、道路を歩く時は右側を歩く、子どもは走らせず手をつないで歩く、大人は携帯電話をさわりながら歩かない等、交通規則を守りましょう。又、車に乗る際はチャイルドシートを使用してください。
- ◎ 分からない点や保育内容に関する質問がありましたら、遠慮なくお尋ね下さい。

児 童 憲 章

- 児童は、人として尊ばれる。
- 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- 児童は、よい環境のなかで育てられる。



平面略図

